

保育士試験の歴史的変遷と今後の課題

吉見昌弘

The Historical Change of Nursery Teacher's Examination and the Problem in the Future

Masahiro Yoshimi

1. はじめに

共働き家族の増加、核家族化の進行、少子化などによって現代社会はさまざまに変化している。こうした状況に応じ、近年、児童福祉・保育の分野では子育てしやすい環境づくりや子育て支援社会を目指して、エンゼルプランの策定や児童福祉法の改正などの施策が行われてきた。そしてさらには1999年11月に新エンゼルプランが策定され、2000年4月より新しい保育所保育指針に基づく保育が実施されるなど次々と新しい施策が打ち出されている。こうした背景には、従来の児童福祉・保育制度を見直し、現代社会の変化に対応した制度への改革を目指そうとする動きがあるとみられる。こうした現代社会の情勢の中、児童福祉の分野において中心的な役割を担ってきたのが保育所であり、そこで働く保育士である。前述した現代社会の中、保育所に勤める保育士の役割もさまざまに変化しており、入所している園児のみでなく、働く母親や地域社会にまで目を向け、保育を展開していく必要性が出てきている。

こうした保育士の資格は現在、二通りの方法で取得できるものとなっている。一つは厚生大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業すること。もう一つは、各都道府県で実施される保育士試験に合格することである。前者の保育士養成校による資格取得については、その時々に応じてカリキュラムの改正などより充実したものになってきている。一方、後

者の保育士試験による資格取得は、昭和23年児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則などによって定められ、実施されて以来、歴史的にさまざまな問題を抱えながらも、大幅な改正は無く今日に至っている。こうした保育士試験による資格取得の制度について問うことは、保育士の今日的意義を問うことでもあり、それは今後の児童福祉制度の諸改革の重要な課題であると思われる。

そこで、ここではまず保育士試験の歴史的変遷について制度の成立当初から現在の実施状況に至るまでを考察し、さらには保育士試験の今後の課題を保育士養成の今後のあり方も含めて検討・考察していく。なお、現在の保育士の名称は便宜上、文章の流れに従い、適宜、保母という名称をそのまま用いるものとする。

2. 保育士試験制度（児童福祉法）成立以前の状況（明治から昭和20年頃まで）

保母制度が成立する以前の保育状況はどのようなものであったのだろうか。日本で最も古い幼児保育施設として今日まで続いているのは、明治9年に創設された東京女子師範学校（現在のお茶の水女子大学の前身）付属幼稚園である。当時、「学制（明治5年）」においては、簡単に「幼稚小学校ハ男女ノ子弟ノモノ入学ニ入ル前ノ端緒ヲ数ルナリ」とあり、幼児の保育について細かい規程はされていなかった。その後、明治32年、文部省がわが国最初の幼稚園に関して

細かい規程を作成し、「幼稚園保育及設備規程」と呼ばれた。

一方、保育所の前身として、現在、創立の動機や実態がもっともよく知られている最古の託児所は、明治23年新潟市に赤沢夫妻によって創設された幼稚児保護会という名の託児所である。しかし、このような託児所では、当時は特に資格を持たない者が保育の仕事に従事していた。当時の保育の資格に関連するものとしては大正15年に文部省によって「幼稚園令」が制定されている。この法令では、幼稚園保育の規定が定められているが、これは託児所保育の資格とは直接通じるものではなかった。またこの法令は保育時間の延長や入園年齢のくり下げを認めるなど、幼稚園に託児所的機能を持たせようとしていた。こうした、文部省の意図とは別に内務省は託児所を社会事業とし監督しており、「託児所準則」を定めるべきであると考え、昭和13年に「社会事業法」を制定した。そこでは「児童保護ヲ為ス事業」として託児所を社会福祉事業施設に位置づけしており、これによって託児所は初めて法的根拠をもつようになったのである。このようにして幼稚園と託児所との関係は法的、行政的にもすでに別個のものとして展開されていった。それまでにも、保育園保育の免許状を有する者を託児所保育とすべきとの声もあったが、保育の資格が法制化されるのは、児童福祉法の制定以降であった。

3. 保育士試験制度の成立と保育士の確保・養成期（昭和23年から50年頃まで）

保育所（託児所）は、昭和22年12月に児童福祉法の制定によって、初めて児童福祉施設の一つとして法的に位置づけられ、厚生省の所管するところとなった。それ以前は、保育所は、託児所などと呼ばれ、特に資格を持たない者が保育の仕事に従事してきた。しかし、昭和23年3月に定められた児童福祉法施行令において、初めて保育の資格が明確に規定された。すなわち、その第13条では、保育を「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保育」と定義するなど、保育の資格が専門職として法的に認められるようになった。その後、保育の名称は、保育所においては保育所保育、その他の

児童福祉施設では、施設保育と通称されている。

また、昭和23年3月「児童福祉法施行に関する件」（厚生省発児第20号厚生次官依命通牒）によれば、「今回新たに保育という資格を設け、昭和23年4月1日現在児童福祉施設において児童を保育する女子は、昭和25年12月31日までは、右の資格を有しない者も継続してその保育に従事することができるが、右期日以後は、全て有資格者となるべきものであること。」とあるように、それ以降は、原則として保育の資格を持つものでなければ保育に従事することができないものとされた。

当初、専門職としての保育資格の取得方法は、児童福祉法施行令第13条において、「1 保育を養成する学校その他の施設を卒業した者 2 都道府県が実施する保育試験に合格した者」とされている。すなわち養成所による資格取得と保育試験による資格認定の二つの方式が創設当初から制度化され、昭和23年度から実施されることと定められており、その基本方針は概ね現在に至るまで維持されている。

ところが当初は、保育資格の制度化にともない保育所の設置基準に定められた定員を満たす保育士の数が足りない反面、保育養成所がまだ十分に整備・配置されていないのが実状であった。昭和24年度において厚生大臣の指定を受けた保育養成施設はわずか12カ所、卒業生は50人のみであり（厚生省児童家庭局保育課調）、保育不足に対する当分の暫定の措置として保育試験が考えられ制度化された面もある。このように保育試験制度は戦後、児童福祉施設が法的に定められ、創設された当時、保育を急増しなければならない緊急課題から生み出されたものであった。

しかし、実際には創設当初は、これら二つの取得方法に加えて、昭和23年頃から25年にかけて保育の資格認定のための講習会が行われている。これは前述したように昭和23年から昭和25年まで無資格者に対して猶予期間をおき、その間に、保育資格を取得する手段として児童福祉施設などの現職者の再教育という形で、講習会が実施され資格が授与されている。受講者資格としては、旧幼稚園保育免許状を有している者、修業年限一年以上の幼稚園保育養成校の卒

業者、または旧中等学校令による中学校卒業で保育事業に満3年以上の経験を有する者、もしくは同条件で現に保育施設保母として在職中の者を対象としていた。

例えば、A県の例では、昭和23年3月児童福祉法施行令が公布されたことに伴い、「保母資格認定講習会」が実施されている。そこでは、「児童福祉施設において児童の保護に従事している女子に対して、児童福祉法施行令第13条第1号に規定する保母としての資格を与えることを目的とする」と現職者の保母資格認定を目的として講習会が開かれた。それは年に数回に分けて開催され、そして講習科目の合計が200時間以上を受講した者に対して保母の資格を与えている。これらの講習会は昭和23年から実施され昭和25年の第三期をもって早々と打ち切られている。これは児童福祉法施行令の二つの保母資格の取得方法以外にも緊急の対策として、現職者に資格を授与しようとしたためであり、ほぼ同様の内容で各都道府県においても実施されたと思われる。

さらに、それ以降においても保母の不足に対処するため、当面、一定の条件のもとで無資格者を代理保母として採用することを許可している。これは昭和28年「児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令」によって定められており、保母の不足を補うために、一定の要件に該当する無資格の者を代理保母として有資格者と同等に扱うものとされた。昭和30年以後も入園希望者が増え続け、保育所においては高度経済成長に加えて、女性の社会進出が増加したため、この代理保母の制度は存在し続け、昭和54年5月に廃止されるまで20数年間に渡りこの制度が実施されてきた。

ところで、当時の保母試験の受験資格、受験科目等については、昭和23年3月の児童福祉法施行規則（厚生省令第11号）によって定められている。保母試験の受験資格は当初第40条において「1 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者…… 2 児童福祉において3年以上の児童の保護に従事した者」などとなっている。また、受験科目については第41条において「1 社会事業一般 2 児童心理学 3 保健

衛生学及び生理学 4 看護学及び実習 5 栄養学及び実習 6 保育理論 7 保育実習」の7科目となっており、第42条において「都道府県知事は、少なくとも1年1回は、保母試験を行わなければならない。」としている。

その後、受験資格においては、昭和45年10月「児童福祉法施行規則第40条第3号に規定する厚生大臣の定める保母試験受験資格認定基準について」（児発第597号 厚生省児童家庭局長通知）によって若干の変更がされ、1 高等学校を2年以上履修し、児童福祉施設で1年以上保母の経験のある者、2 高等学校を1年以上履修し、児童福祉施設で2年以上保母の経験のある者、3 へき地保育所で3年以上保母の経験のある者等が加わり、より柔軟性をもつものとなった。

また、受験科目については、昭和26年10月に「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（厚生省令第43号）公布において「1 社会福祉事業一般 2 児童福祉事業概論 3 児童心理学及び精神衛生 4 保健衛生学及び生理学 5 看護学及び実習 6 栄養学及び実習 7 保育理論 8 保育実習」となるなど科目名の若干の変更に加えて、新たに「児童福祉事業概論」が加わり8科目となった。なお保母試験の実施方法については、諸処の通知などによって定められていたが、昭和38年4月「保母試験の実施について」（児発第443号）における「保母試験実施要領」によって試験実施の方法、合格基準、出題範囲が細かく規定され、全国的な実施と内容の改善が図られた。

この時代の保母養成と保母試験による資格取得者の割合は、昭和24年度においては、保母試験による合格者の割合が、有資格者中に98.8%とその大部分を占めていた。これ以降昭和31年度までは保母試験によって資格を取得する者は、その年の保母資格取得者の80%以上と高い割合を占め続けた。このように当時は保母資格者の量的な確保が最優先とされ、保母試験は資格取得の手段としてその重要な役割を担ってきた。しかし、その後保母養成校の整備が進むにつれてその割合は減少し、さらに高度経済成長や女性の職場進出などによって保母の需要と専門性が増すにつれて、ますます保母の養成は養

成校を中心としたものになっていった。

4. 保育士試験制度の改革期 (昭和50年頃から現在)

保育資格取得者は、高度経済成長に合わせて、昭和40年頃から急速に増加し、児童福祉施設の整備や保育養成校の整備につれて、昭和51年度にはピークの51,646人の保育資格取得者を出した。

しかし、その一方では、保育士試験による保育資格取得者は、保育養成所の数が増加し、教育課程が充実するなどその成長とともに減少し続け、昭和56年度には全国の保育資格取得者のうち保育士試験による取得者は、全体の46,595人に対して、5,341人となりわずか11.5%を占めるのみとなった。この傾向は今日まで続いており、現在においても10%前後の割合を占めるのみであり、資格取得者の大部分は保育養成所の卒業生となっている。このように近年は保育の養成・確保体制が整備されたために、以前のように保育士の数が不足するという状況は解消され、前述のいわゆる代理保育制度も、昭和54年には廃止されている。

こうした中、社会で求められる保育者の資質の変化に対応するために、保育士試験制度を含む保育の養成に関してさまざまな制度が改正されていった。まず、昭和52年3月には「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」(政令第27号)が公布され、これにより定められていた第13条の第1項「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保育士といい、左の各号に該当する者を以てこれに充てる。」の条文に、第22条「第13条第1項の規定は、児童福祉施設において児童の保育に従事する男子について準用する。」が加わり、保育養成校への入学及び保育士試験の受験が男性にも認められ、それにより保育所を含めた児童福祉施設において児童の保育に従事する男性も保育者の資格が取得できるようになった。このように時代のニーズに合わせ、男女共に保育資格を取得できるようになりその後、男性の保育者は通称「保父」と呼ばれるようになった。さらには保育の現場で働く男性の気持ちを配慮し、平成10年2月「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」(政令第24号)が公

布(平成11年4月1日施行)され、「保育士」の名称は「保育士」に改められ、男女共通の名称とし、併せて保育士試験の名称も保育士試験に改める等の措置が講じられた。

また、昭和63年には、中央児童審議会保育対策部会において「保育士試験制度の改正について(意見具申)」がまとめられた。そこでは保育養成施設と保育士試験との資質の差をなくすために、今後は保育養成校が主要な役割を担いつつ、現状においては学生以外にも資格の取得の機会を与えるためになお、保育士試験制度を存続すべきとの見解の上で、まず保育養成施設と保育士試験制度の均衡を図ることが重要と考えた。当時、両者の間では、資格取得に要する基礎的素養の面で短期大学卒業程度と高等学校卒業程度という差が生じていた。また保育士試験の出題範囲においては、保育養成施設においては必須科目となっている教育学に関する知識領域が含まれていない点にも格差が生じている。として厚生省に次のように意見を具申している。「(1)保育士試験受験資格については、現行の高等学校卒業程度から短期大学卒業程度に引き上げること。その際には、児童福祉に関する実務経験を有する者についても十分配慮することが必要である。(2)保育士試験の出題範囲に教育学関係の知識領域を加えること。なお、受験資格及び出題範囲の改訂に際しては、受験希望者等を配慮し十分な移行期間を設ける等の措置を講ずることが望ましい。」とした。

こうした要望を踏まえ、同年には「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(厚生省令第36号)が公布され、その第40条において、保育士試験の受験資格を引き上げ、今までは、高等学校卒業を保育士試験の要件としていたのに対して、大学に2年以上在学して62単位以上修得した者またはそれに準ずる者などに受験資格を与えることとした。ただし、受験資格の特例として、高等学校の保育科3年に在学する者は昭和71年3月31日まで受験できるなどとされた。また同時に、受験科目の変更も行われ、試験科目として従来の「保育理論」を「保育理論及び教育原理」として保育所に教育的意味合いを加えた。これらの改正によって保育養成施設と保育士試験制度の均衡が図られることとなった。

年表 1 保育士試験関連法令の略年表

昭和22年12月	児童福祉法制定(従来の託児所は児童福祉施設の一種の保育所として法制化された)
昭和23年3月	児童福祉法施行令 公布(保母の定義及び資格が定められる)
昭和23年3月	児童福祉法施行規則 公布(保母試験の受験資格、試験科目定める)
昭和23年3月	「保育要領」-幼児教育の手引き-刊行(幼稚園・保育所及び母親のための手引き書)
昭和23年11月	保育学会 創立(保育会で研究活動活発)
昭和23年12月	児童福祉施設最低基準 公布(保育所の職員の保母の数等定める)
昭和23年度	保母試験が各都道府県で実施される
昭和24年	保母試験資格認定講習会の実施(昭和23~25年実施)
昭和24年9月	「保母試験について」児発第873号 厚生省児童局長通知
昭和24年5月	教育職員免許法 公布(幼稚園教諭免許状が定められる)
昭和26年10月	「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」厚生省令第43号 公布 (養成所の指定要件及び指定手続等が定められ、保母試験に科目の変更等改正が行われる)
昭和27年3月	「保母を養成する学校又は施設の指定及び保母試験について」児発第93号 厚生省児童局長通知
昭和28年2月	「児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令」厚生省令第3号 (保育所で代理保母が認められる、昭和54年廃止)
昭和31年	幼稚園教育要領 公布 文部省告示第69号(6つの領域が幼児教育の内容として作成された)
昭和37年9月	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省告示第328号 公布 (保母養成校のカリキュラムが95単位から73単位に削減)
昭和38年4月	「保母試験の実施について」児発第443号 厚生省児童局長通知(保母試験の細かい実施基準を定める)
昭和38年10月	「幼稚園と保育所との関係について」文部省初等中学教育局長、厚生省児童局長連盟通達 (幼稚園と保育所の機能を明確に区別、保育所の教育は幼稚園教育要領に準ずる)
昭和39年	幼稚園教育要領改正 公布(6領域に示す事項は、幼稚園の教育で果たすべし、保育の方向を示すもの)
昭和40年8月	保育所保育指針 作成 厚生省児童家庭局長通知
昭和45年9月	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第50号
昭和45年9月	「保母を養成する学校その他の施設の指定について」児発第566号厚生省児童家庭局長通知 (保母養成所の設置基準を短期大学並に引き上げその教育課程も幼稚園教員養成課程に類似した内容にする)
昭和45年10月	「児童福祉法施行規則第40条第3号に規定する厚生大臣の定める保母試験受験資格認定基準について」 児発第597号 厚生省児童家庭局長通知
昭和52年3月	児童福祉法施行令の一部を改正する政令 政令第27号 公布即日施行 (男性も保母の資格をもち保育に従事することができるようになる)
昭和52年3月	「児童福祉法施行令等の一部改正について」厚生省児発第66号厚生事務次官通知
昭和54年5月	「児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令を廃止する省令」
昭和63年5月	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第36号 公布 平成3年4月1日施行(受験科目に教育原理追加)
昭和63年5月	「児童福祉法施行規則第40条第1号の規定に基づく厚生大臣の定める者」 厚生省告示第163号(平成3年4月1日より保母試験受験資格が短大卒以上となる)
平成元年	保育所保育指針改訂 厚生省児童局長通知
平成元年3月	「保母試験の実施について」児発第186号 厚生省児童家庭局長通知
平成3年5月	厚生省告示第163号の一部改正 公布(短大卒業見込み者等についての保母試験受験資格を認める)
平成3年4月	厚生省令第36号、厚生省告示第 施行(受験資格は5月に更に変更)
平成3年5月	「児童福祉法施行規則第40条第1号の規定に基づく厚生大臣の定める者」 厚生省告示第122号 公布即日施行(施行規則そのまま厚生省告示第163号の一部改正)
平成3年7月	「児童福祉法施行規則第40条第1号の規定に基づく厚生大臣の定める者の一部改正について」 児発第622号 厚生省児童家庭局長通知
平成3年7月	「保母を養成する学校その他の施設の指定基準について」児発第620号 厚生省児童家庭局長通知
平成3年7月	「保母養成所における保育実習の実施基準について」児発第621号 厚生省児童家庭局長通知
平成4年3月	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第12号 公布即日施行(保母試験科目の名称変更等)
平成4年3月	「保母試験の実施について」の改正 児発第248-2号 厚生省児童家庭局長通知
平成10年2月	児童福祉法施行令の一部を改正する政令 政令第24号 公布 (保母の名称を保育士とする等 平成11年4月1日施行)
平成10年2月	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第16号 公布 (保母の名称を保育士とする等 平成11年4月1日施行)
平成10年11月	児童福祉法施行令の一部を改正する政令 政令第372号公布 (精神薄弱を知的障害に統一平成11年4月1日施行)
平成11年3月	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第26号 公布 現行法

この省令は経過措置を経て、平成3年4月1日に施行となったが、実際は施行後わずか2カ月の平成3年5月30日には「児童福祉法施行規則第40第1号の規定に基づく厚生大臣の定める者」(厚生省告示第122号)公布により、短大卒業見込み者や大学2年次在学者などに受験資格を認めることと変更された。これについては、児発第622号(児童家庭局長通知)によって、「新卒者の就職実態等にかんがみ、……」とあるように現実に即したものとなるようにその条件を改正し、短大卒業もしくは62単位以上修得後に保育資格証書を交付している。

さらに、その後、平成4年3月の「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(厚生省令第12号)において、保育士試験科目の名称の変更が行われた。「社会福祉事業一般」を「社会福祉」に、「児童福祉事業概論」を「児童福祉」に、「児童心理学及び精神衛生」を「児童心理学及び精神保健」に、「保育理論及び教育原理」を「保育原理及び教育原理」にそれぞれ改められた。この科目名称変更は、保育士養成所の教育課程が平成3年5月厚生省告示第121号によって見直されたことを踏まえ、最近の学問的名称及び改正された教育課程における教科目との整合性を考慮し改正されたものである。

このように昭和50年代以降の保育士試験は、受験資格の引き上げ、男子の参入、そして試験科目の変更、追加など時代のニーズに合わせて保育士試験の改正が進められてきた。しかし、実際は、保育士養成校との整合性を持たせるための保育士試験制度の改正にすぎず、保育士養成校の教育課程の改革を後追いする形で進められてきたというのが実状であろう。

5. 保育士養成校の歴史的動向

保育士資格取得のための二つの方法のうち、保育士試験の合格により取得する以外に、保育士を養成する学校、施設を卒業する方法がある。ここでは保育士試験と関連の深い養成校の歴史的動向を概観していく。

保育資格の制度の発足当時の緊急課題は、当初、有資格者の確保と養成であった。そのため保育資格試験の実施と同時に保育士養成所の拡充が急務とされた。昭和23年、指定を受けた保育

養成所は3カ所の公立施設であり翌年においても公私合わせて11カ所のみであった。しかしその後、急速に増え続け、平成10年度には、大学・短大・専修学校等合わせて332カ所の保育士養成所となっており、入学定員は30,745人となっている。また保育士養成所は、厚生大臣の指定する専門的な大学、短期大学、各種学校、施設などであるが、平成10年度では保育士養成所の332カ所のうち、短期大学が217カ所と約65%を占めており、保育士養成の主流になっている。近年、この数値はほぼ安定を保っており、保育士養成校の数としてはその需要を十分に満たしていると言えよう。

また、保育士養成課程のカリキュラムについては、厚生省告示によって現在まで昭和27年(1952年)、昭和37年(1962年)、昭和45年(1970年)、平成3年(1991年)と4回ほど改正されている。これらの改正は、社会情勢の変化に伴い、保育士の専門性とレベルの向上を目指して実施されてきた。現在の教育課程は平成3年に改正され、平成4年の入学者から適用されている。

昭和20年～30年代には社会福祉関係科目と保健系科目が科目数も単位数も多かった。その後昭和27年の改正では、単位制が採用され、実習(総合実習)単位が明示された。しかしこの時期の教育課程では卒業時に100単位近い履修が必要であるなどかなりの負担であった。そのため、昭和37年の改正では履修単位数が95単位から73単位と削減された。

さらには昭和45年の改正では保育士養成所の設置基準が短期大学なみに引き上げられ、その教育課程も幼稚園教員養成課程のそれに類似した内容となった。例えば、保育所保育における教育的機能を一層充実するという観点から、教育原理を必須科目に追加する等の改正がなされている。また、女性の就労の増加により乳児保育が高まったため、保育内容の乳児保育の科目が必修となった。その他、全体的に選択科目が増えて、将来に応じた学習ができるようになったり共通の基礎科目の上で、それぞれの現場に応じた知識と技術の修得ができるように配慮された。これは、保育資格と合わせて幼稚園教諭2種免許状の同時取得を求める声が強くなった

年表2 保育士試験科目の変遷（児童福祉法施行規則 第41条関連）

昭和23年3月31日	昭和26年10月19日	昭和63年5月28日	平成4年3月23日
児童福祉法施行規則 厚生省令第11号 公布即施行	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第43号 公布即施行（41条科目改正はS27.4.1施行）	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第36号公布 平成3年4月1日施行	児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第12号 公布即施行（41条科目の改正はH4.4.1施行）
1 社会事業一般	1 社会福祉事業一般	1 社会福祉事業一般	1 社会福祉
2 児童心理学	2 児童福祉事業概論	2 児童福祉事業概論	2 児童福祉
3 保健衛生学及び生理学	3 児童心理学及び精神衛生	3 児童心理学及び精神衛生	3 児童心理学及び精神保健
4 看護学及び実習	4 保健衛生学及び生理学	4 保健衛生学及び生理学	4 保健衛生学及び生理学
5 栄養学及び実習	5 看護学及び実習	5 看護学及び実習	5 看護学及び実習
6 保育理論	6 栄養学及び実習	6 栄養学及び実習	6 栄養学及び実習
7 保育実習	7 保育理論	7 保育理論及び教育原理	7 保育原理及び教育原理
	8 保育実習	8 保育実習	8 保育実習

年表3 保育士試験の受験資格の変更（児童福祉法施行規則 第40条関連）

昭和23年3月 児童福祉法施行規則 公布（保母試験の受験資格、試験科目定める） 第40条 保母試験を受けようとする者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。 1 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者 2 児童福祉施設において、3年以上児童の保護に従事した者 3 前各号に掲げる者の外、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者
昭和45年9月 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第50号 第40条 保母試験を受けようとする者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。 1 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者 2 児童福祉施設において、3年以上児童の保護に従事した者 3 前各号に掲げる者の外、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認定した者
昭和45年10月 「児童福祉法施行規則第40条第3号に規定する厚生大臣の定める保母試験受験資格認定基準について」児発第597号 厚生省児童家庭局長通知 要約：1 高等学校を2年以上履修し、児童福祉施設で1年以上保母の経験のある者 2 高等学校を1年以上履修し、児童福祉施設で2年以上保母の経験のある者 3 へき地保育所で3年以上保母の経験のある者等
昭和52年3月 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 政令第27号公布即日施行 第22条 第13条の第1項の規定は、児童福祉施設において児童の保育に従事する男子について準用する。（養成校の入学及び保母試験の受験で男子許さる）
昭和63年5月 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 厚生省令第36号公布 平成3年4月1日施行 第40条 保母試験を受けようとする者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。 1 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上習得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生大臣の定める者 2 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者 3 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者 4 前各号に掲げる者のほか、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認定した者 附則（受験資格の特例） 要約：高等学校の保育科3年に在学する者は昭和71年3月31日まで受験できる。それまでに卒業した者も同様。
昭和63年5月 「児童福祉法施行規則第40条第1号の規定に基づく厚生大臣の定める者」厚生省告示第163号 平成3年4月1日 要約：1 高等学校の専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者等 2 専修学校・各種学校（修業年限2年以上）を卒業した者 3 外国において14年以上の学校教育の課程を修了した者
平成3年5月30日 「児童福祉法施行規則第40条第1号の規定に基づく厚生大臣の定める者」厚生省告示第122号 公布即日施行（施行規則改正はせず厚生省告示第163号のみ一部改正） 要約：短大卒業見込み者等についての保母試験受験資格を認める

ためであり、また保育所の幼児に対して、幼稚園教育要領に準じる教育を行うためでもあった。一方、履修単位も68単位と削減され、短期大学の卒業に要する単位数の62単位に近いものとなった。

そして、平成3年5月の厚生省告示第121号によって新しい保母養成教育課程が公布され、平成4年4月から施行された。それは平成2年の保育所保育指針の改訂された保育観を考慮したものであり、2年前に実施された教育職員免許法と同施行規則の改正（幼稚園教諭養成を規定）との調整も意識されたものであった。

改正された保母養成教育課程は、従来のまま修業年限2年、卒業に必要な履修単位は68単位である。そして、教育課程は必修の専門科目と選択必修科目および基礎科目からなる。基礎科目は履修科目数や単位数の指定もなく幅広い教養を身に付けられるようになった。保母養成という教育の目的に即して「保育の本質・目的的理解」などといった系列によって、養成教育全体の中で教科目の位置づけが明確になった。また各養成校の独自の教育課程の実施が容易となるとともに総合的な科目を設けやすくなった。現状に適応した科目として「児童文化」「障害児保育」「児童福祉II」が選択必修科目として加わった。保育実習を重視し、1単位増で必修5単位となった。これらの改正は高い資質と専門性を身につけた保育者を養成しようと配慮され、多様化する保育ニーズに配慮した教育課程の編成になっている。

以上のように保母養成教育課程は4度の改訂が行われてきた。しかし、現在、専門職としての保育士の役割が求められながらも、資格や社会的評価の面で専門職とは十分にみなされておらず、2年間の養成ではその高い専門性を養うことはできないのが現状であり、保育士試験と同様にそのあり方が問われている。

6. 現在の保育士試験の実施状況

現在（平成11年）の保育士の資格はどのように定められているのだろうか。保育士についての根拠法令は児童福祉法施行令（昭和23年政令74号）によって定められている。その第13条においては、「児童福祉施設において、児童の保育

に従事する者を保育士といい、次の各号のいずれかに該当する者をもってこれに充てる。一 厚生大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者 二 保育士試験に合格した者」となっており、現在、二種類の方法によって保育士となる道が示されている。

この保育士試験の実施状況について、先の児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則及び「保育士試験の実施について」（平成12年児発第365号）による保育士試験実施要領や各都道府県における平成11年度保育士試験実施要綱をもとにしてまとめれば以下のようなになる。

1) 受験資格

保育士試験の受験資格は、大学に2年以上在学して62単位以上修得した者（短大卒、専修学校専門課程、高等専門学校卒業、高等学校修得見込み、短大卒見込み等を含む）か高等学校を卒業しかつ児童福祉施設に2年以上児童の保護に従事した者、もしくは児童福祉施設に5年以上児童の保護に従事した者などが資格となっている。さらに別途短大卒見込みの者などについても認め、卒業後に資格が与えられている。

2) 試験期日・日程

試験の期日については、「都道府県知事は、毎年少なくとも一回、保育士試験を行わなければならない。」とあり、試験期間は「毎年三月中旬又は八月中旬に概ね四日間程度行うこと。」となっている。平成11年度の各都道府県における保育士試験の日程をみる限りでは、そのほとんどが7月～9月の期間において筆記試験、実技試験ともに行われている。通常は、最初に筆記試験を2日間程度行い、後日実技試験等を1日～2日で済ませている都道府県が多い。しかし、中には実技試験を先に実施しているところも見られる。また、試験科目の保育実習では絵画の実地試験を筆記試験と同時日に実施し、後日音楽リズム、言語等の実技試験を実施している場合が多い。また、受験者の多い都道府県では、筆記試験において合格水準に達した者のみ実技試験を課す県も多くみられる。実技試験の日程を数日間とし、受験者の増減によって期日を増減したりする場合もみられる。

また、試験の期日については、その年の試験日が他県と重なると受験者数が減少し、ずれた

場合、増加するという現象もあるという。これは、他県にまたがって複数受験をすることが可能となっている保育士試験の仕組みのためである。そうした状況では、受験者数の増減を事前に読むことが難しく、試験を担当する者にとっては苦慮するところであると思われる。

3) 予備(準備)講習会

各都道府県内において保育士試験の実施の前に、受験希望者を対象に、基礎的知識や技術の習得を図り、予備講習会・準備講習会と呼ばれる学習会を実施する所がみられる。

平成11年度現在、厚生省の調べでは47都道府県において14カ所が実施している。ただし現在では、受験者そのものの減少によって過去に講習会を開いていたが取り止めとなった所も多い。これらの講習会は、主に社会福祉協議会などの民間団体が主催している。

4) 試験会場

会場については高等学校・大学・短大等を使用する場合、もしくは講堂や福祉会館等の公共施設を使用する場合などさまざまである。また、筆記試験と実技試験の日程を別の日とし、試験会場を分けて実施するところもみられる。中には両者の会場がかなり離れた所とする場合もあり、受験者にとって受験しづらい等の問題も起きている。また、受験者数の多い都道府県では、会場の確保に苦慮するなどの問題もみられる。

5) 試験科目

保育士試験の科目は保育実習を含めて次の8科目となっている。「1 社会福祉 2 児童福祉 3 児童心理学及び精神保健 4 保健衛生学及び生理学 5 看護学及び実習 6 栄養学及び実習 7 保育原理及び教育原理 8 保育実習」受験科目については、一部免除の制度が取られている。すなわち、各都道府県で実施される保育士試験において、すでに合格した科目のある者については、その者の願いにより、翌年及び翌々年に限り当該科目の受験を免除することができる。また、2つ以上の都道府県で実施された試験で合格した科目を併せて全科目合格とすることもできる。この一部免除の制度によって受験者が数カ所の都道府県で数年かけて保育士試験を受験する者も多くみられ、受験者によ

ては受験の機会が増える一方、試験を担当する側にとっては試験が煩雑になるなどのデメリットもみられる。また、厚生大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した者については、その者の願いにより、当該科目の受験を免除することができることになっている。この厚生大臣の指定する学校は現在では、その多くは該当学科等自体が廃止されているのが実状であり、実際に後述の条件で一部免除する者はほとんどみられず、養成校不足の段階における暫定的な処置であると思われる。

6) 試験の内容

試験内容については、各都道府県によって10人以内で組織された保育士試験委員によって問題が作成されている。試験の内容のうち、出題範囲、出題方式、出題方針、出題数、出題時間、採点方法、合格基準等の基本的な枠組みは「保育士試験の実施について」の保育士試験実施要領によってかなり詳細に記されている。例えば、前述8科目のうち保育実習以外の7科目は筆記試験であり、その出題内容は客観問題と文章問題の組み合わせで、その配点の比率は6対4を原則としている。試験時間は1科目およそ90分などと決められている。ただし、保育実習の実施試験については、試験時間は各都道府県において定めることとされている。保育実習の実地試験の内容は、「ア 音楽リズム関係技術、イ 絵画制作関係技術、ウ 言語関係技術、エ 一般保育技術」の中から3分野を選んで出題することとなっているが試験のしやすさから、音楽、絵画、言語の3分野が選ばれることが多いようである。また県によっては、受験者が多いために客観問題の配分を増やしたり、保育実習を重んじてかなりの時間の実地試験を課しているところもあるなどバラツキもみられる。またこれらの試験問題は公表、非公表している県とがある。

7) 合格基準と問題の難易度

1科目の合格点は、満点の6割以上となっている。複数科目を1科目としているものについてはそれぞれが6割以上取れていなければならない。ちなみに平成10年度の全科目合格者数は全国平均で12.6%であった。各都道府県別では、合格率は3.6%~27.8%とかなりのバラツキがみられる。試験問題そのものが異なるなど

実施状況等を考慮しなければ一概には言えないが、受験者のレベルや試験問題の難易度に差があることも推測される。

また試験問題については、各都道府県ごとに設けられた保育士試験委員（10 人以内）によって「保育士試験の実施について」にもとづいて作成されている。しかし、実際には各都道府県（の保育士試験委員）が各々独自に作成しており、他県と比較する機会がない、試験問題を公開していない都道府県があるなどの理由によって、各県間での調整や意見交換はほとんど行われていないと思われ、各地域ごとに特色や格差があるのではないかと思われる。

7. 現在の保育士試験に関する調査

前述のように各都道府県で実施されている保育士試験について保育士試験担当者はどのように捉えているのだろうか。またどのような問題点を抱えているのかについて追求するために質問紙による調査を実施した。調査結果は以下のとおりである。

1) 調査の名称

保育士試験に関する調査

2) 調査の対象

各都道府県（47 か所）の保育士試験担当者もしくは担当係の職員

3) 調査期間

平成 11 年 7 月～8 月

4) 調査方法

調査票を作成し、質問紙調査法にて実施した。調査票は各都道府県における保育士試験担当者宛に質問紙を発送し、回答を依頼した。回答後、本研究者宛に返送してもらい回収。回収率は 47 都道府県中 38 か所であった。

5) 調査結果

質問紙による選択回答の他、自由記述を含めて調査結果をまとめると次のようになる。ただし、②以降は担当者の個人的な意見・感想であり各都道府県全体の見解ではないものとする。

① 保育士試験予備講習会の実施の有無について

「保育士試験について、関連（協力）機関によって保育士試験に対して事前の講習会を実施していますか。」との質問に対して、16 都道府県

（42.1%）が県の社会福祉協議会などで実施していて、22 都道府県（57.1%）で実施していないとのものであった。このような講習会は保育士試験準備講習会、保育士試験予備講習会、保育士養成講習会、保育士試験受験準備講習会などと呼ばれている。この調査では約 4 割程が何らかの講習会等を実施している。講習会は社会福祉協議会などの民間団体が実施していたり、県の保育協会、保育所連合会などで実施されている。また大学・短大などで独自の試験対策等を実施している所や通信教育等で全国的に実施している所もあり、それらを含めると更に多くの団体・機関が予備講習会などによる試験対策を実施しているものと思われる。

表 1 講習会の実施の有無 有効標本数 38

回答項目	件数 (%)	回答項目	件数 (%)	合計 (%)
1.実施している	16 (42.1)	2.実施していない	22 (57.9)	38 (100)

② 試験問題の難易度について

保育士試験の問題の難易度について、各都道府県の担当者がどのように意識されているのかを知るために、「都道府県によって試験問題の難易度に差があると思うか」と質問した。その結果、有効票本数 37 の中で、22 都道府県約 6 割が「差があると思う」と回答している。反対に「差がないと思う」と回答しているのは 2 都道府県の 5.4%のみである。一方、「分からない」と回答する者は 35.1%とかなり多い。これについては、他県と比較する機会がない、試験問題を公開していない都道府県があることなどが理由として考えられる。今後、情報公開制度が浸透していくにつれて他県との難易度の差異が客観的に把握されてくるものと思われる。

表 2 試験問題の難易度 有効標本数 37

回答項目	件数 (%)	回答項目	件数 (%)	回答項目	件数 (%)	合計 (%)
1.差があると思う	22 (59.5)	2.差がないと思う	2 (5.4)	3.分からない	13 (35.1)	37 (100)

③ 保育士試験を全国統一にすべきか

「保育士試験を全国統一にすべきか」との担当者への質問に対して 86.5%の者が「そう思う」と回答している。前述したように、保育士

試験は各都道府県でそれぞれ別個に実施されており、その試験日もまちまちである。各都道府県にまたがり、いくつも試験を受ける者もみられる。そのため、試験者が増えたり、それぞれが試験を独自に実施しなければならない負担感などにより、全国統一で試験を実施した方が良いと意識している者が多いと考えられる。

近年、社会福祉の関連資格として社会福祉士や介護福祉士などが全国統一の国家試験として実施されていることを考慮すれば、全国的に安定した保育士の資質の確保のためにも全国統一試験の実施が望まれるのではないだろうか。

表3 全国統一試験にすべきか 有効標本数 37

回答項目	件数(%)	回答項目	件数(%)	回答項目	件数(%)	合計(%)
1.そう思う	32(86.5)	2.そう思わない	2(5.4)	3.分からない	3(8.1)	37(100)

④ 保育士試験を継続した方が良いか

「保育士試験を今後も継続した方が良いか」との問いに対して、「そう思う」と回答した者が63.9%であり過半数を占めている。その一方で、「分からない」と回答した者は22.2%占めている。戦後保育園の急増にともない、保育(保育士)の需要に応えるために保育養成校と同時に実施された保育士試験であるが現状に照らし合えると再検討の段階にきているものと思われる。分からないと回答した者の中にも現状のままの保育士試験には疑問をもつとする者もみられた。

表4 試験の継続 有効標本数 37

回答項目	件数(%)	回答項目	件数(%)	回答項目	件数(%)	合計(%)
1.そう思う	23(62.2)	2.そう思わない	5(13.5)	3.分からない	9(24.3)	37(100)

④ 保育士養成校の科目と保育士試験の科目名、科目数の一致

「保育士養成校の科目と保育士試験の科目名、科目数を一致させるべきか」との問いに対して、「一致させるべき」と回答した者は22.9%、「一致させなくとも良い」と回答した者がほぼ同じで25.7%であった。また「分からない」と回答した者が51.4%と約半数を占めている。保育士養成校の課程修了による保育士資格

の取得者と保育士試験の合格による保育士試験の取得者とで両者のレベルを同質にすることが本来的には望ましいことである。しかし、実際は養成校の卒業必要単位数68単位と保育士試験の8科目とでは、その均衡を図ることは難しいと思われる。そのため、少しでも両者の均衡を保つために、保育士試験の受験資格が平成3年4月1日より短大卒程度にまで引き上げられた。また、保育士試験の合格ラインが全国的に厳しくなっているとの指摘もみられる。こうした要件によって、極力、養成校との均等化が図られているものと思われる。

また、養成校では実際に2週間程度の実習を教カ所の施設で実施して初めて実習の単位が取得できるのに対して、保育士試験では半日程度の実習(実地試験)で合格が決定されることについて疑問の声もみられた。その点について、保育士試験は本来、幅広い分野でその人材を確保するため保育を実際に経験している児童福祉施設の現場の者に受験の機会を与えようとの意図からすれば容認できる。しかし、短大卒見込み者など現場経験のない者が受験するケースもかなりあるため、そうした受験者に対して何らかの現場経験(実習)を付与すべきとの回答もみられた。保育士試験による保育士資格取得者の現場経験の問題は、保育士試験の今後のあり方を問う上で、大きな課題であると思われる。

表5 科目名・科目数の一致 有効標本数 35

回答項目	件数(%)	回答項目	件数(%)	回答項目	件数(%)	合計(%)
1.一致させるべき	8(22.9)	2.一致させなくとも良い	9(25.7)	3.分からない	18(51.4)	35(100)

8. 保育士試験の今後の課題

これまで、保育士試験の開始から現在に至るまでの歴史的動向を概観し、現在の保育士試験の実施状況について担当者の意見も合わせて考察してきた。ところで、保育士の資格については、平成5年4月「これからの保育所のあり方について(提言)」(これからの保育所懇談会)において「保育所等児童福祉施設をめぐる環境の変化も踏まえ、また特徴のある保育所を目指して専門的あるいは指導的な業務に従事する保

母を養成するため、四年制の養成課程の創設や
 保母試験制度の改善を含め、保母資格制度の今
 後のあり方について早急に研究、検討すること
 が要請される。」とあるように保育士資格は新た
 な改革の時期にきている。

そこでここでは以上の点を踏まえ今後の保育
 者の望ましい姿を検討するために、現在の保育
 士試験における三つの課題を取りあげるととも
 にその改善策を提案するものとする。

まず、第一の課題は保育士試験そのものの存
 在意義を問い、そしてその必要性から今後の試
 験制度を再検討すべきではないかという点であ
 る。現在、保育士資格の制度が創設されて、50
 年以上が経過している。創設当初は、資格をも
 つ保母の絶対的な不足により、その確保のため
 に保母養成校の確立、整備を急がせるとともに、
 その間の暫定的な措置として保母試験が実施さ
 れるようになったと考えられる。そのため、資
 格の取得にあたり保母養成校と保母試験の二つ
 の方法が設定され、その大枠はほぼ現状に維持
 されている。しかし、近年、保育士養成校によ
 って保育士の養成・確保体制は十分整備され、ま
 た乳児保育や、子育て支援、障害児保育などが
 進む中、より高度で専門的な保育士の資質が問
 われてきている。そのため現在の保育士試験な
 どのように、数日の試験のみではその資質を保
 証することが困難であり、故に過去においても、
 その存在そのものの是非が問われたこともあ
 った。しかし、昭和63年5月「保母試験制度の改
 正について（意見具申）」にあるように、「保母
 試験制度の役割はかつてに比べて限定的なもの
 になってきており、保母の養成・確保について
 は、今後、保母養成校が主要な役割を担ってい
 く必要があると考える。」としながら「現状にお
 いては、保母養成施設の学生以外にも資格取得
 の機会を与え、児童の保育に情熱を持つ有為の
 人材を確保することに意義も認められ……」と
 ある。このように保育士試験には養成校とは異
 なる役割があると考えられ、その点において今
 後も存続させる必要があると考えるべきであ
 る。

そこで次のような提案が挙げられる。それは
 保育士試験の受験資格の対象を、原則実務経験
 者に限定してはどうかというものである。例え

ば、介護福祉士の二種類の資格取得の方法と同
 じように、一つは養成校で必要単位を取得する
 ことによって資格が授与される方法。もう一つ
 は実務経験者もしくはそれに準ずる者が国家試
 験を受け、合格することによって授与される方
 法というようにすべきである。なぜなら現在の
 保育士試験は筆記試験に加えて、実習（実技試
 験）を含めて3～4日の試験で合否が決められ
 るため、現場での経験（実習）不足が問題とさ
 れているからである。その問題を無くすために、
 保育士試験では実務経験者を主たる受験資格の
 対象者と限定し、養成校とその対象者をすみ分
 けるようにしてはどうであろうか。しかし、そ
 の場合においても、あくまで保育士試験は保育
 士養成校の補完的役割を担うべきである。

次に、第二の課題は各都道府県ごとで行われ
 るという保育士試験の実施状況を検討してはど
 うかという点である。現在、保育士試験は各都
 道府県において試験問題を作成し、試験が実施
 されている。それは、地域の実状にあった試験
 が実施される反面、全国的に資質の均等な保育
 士が育つのを阻むこととなっている。

それに対する提案として、保育士資格を社会
 福祉士や介護福祉士のように、資格の法的位置
 づけを明確化にし、かつ全国統一試験としては
 どうであろうか。資格の法的位置づけが明確に
 されることで、専門職としての資質を高め、ま
 た国家試験として統一することで、各都道府県
 での試験の難易の格差を無くし、より質の高い
 保育者が確保される。それと同時に各都道府県
 で個別に試験問題を作成、実施する煩わしさが
 解消され、より合理的で統一性のある試験が実
 施されるものとする。

最後の課題は、保育士資格取得の二大柱であ
 る保育士養成校と保育士試験による資格取得者
 のレベルを同質にすべきであるという点であ
 る。

現況において、養成校の卒業必修単位は68単
 位であり、保育士試験の8科目とでは、あまり
 にその格差が大きい。また将来的には、平成3
 年4月「今後の保母養成のあり方について」（意
 見具申 中央福祉審議会）などにおいても「保
 母養成の修業年限については、当面、現行どお
 り2年制を基本とするが、保育内容、保育方法

の高度化、多様化に伴って専門性の高い人材の確保が求められており、今後は4年制による養成のあり方を検討する必要がある。」とあるように修業年限の4年制化の検討、そしてさらに保育士資格の分化（等級化）の問題が問われてきているなど、ますますその格差が広がろうとしている。

そこで、両者の格差を無くすための提案として、保育士試験を社会福祉士の国家試験のように、養成校を含めたすべての者を対象にした国家試験としてはどうであろうか。保育士試験と養成校間の資格取得者の格差のみならず、各保育士養成校間でも養成される保育士の資質に格差があると言われている。そのため単位取得後、全国的に統一された国家試験を課すことによって、より質の安定した保育士が確保されるものと思われる。またその際には養成校卒業以外の実務経験者などは、受験資格として実務経験に加えて1年程度の短期養成施設を修了するなどの処置をすれば良いのではないだろうか。

このように、保育士試験は保育士の資格制度において未だ重要な役割を担いつつ、数多くの課題をもつ制度でもある。今後児童福祉・保育制度の改革に伴い、保育士養成校のあり方も視野に入れ、上述のような、より望ましい保育者養成のための試験制度の改革が進められていくべきであろう。

〈参考文献・引用文献〉

- 1) 碓井隆次他著 保育ハンドブック 六月社 1962
- 2) 教育・福祉法規研究会編 精選 幼児教育・社会福祉法規の解説 建帛社 1980
- 3) 田村和之著 現代法選書 14
保育所行政の法律問題 勁草書房 1981
- 4) 日本保育学会編 わが国における保育の課題と展望 世界文化社 1997
- 5) 山下俊郎監修 保育学事典 光生館 1976
- 6) 坂茂他編 現在保育研究シリーズ 6
新版保育行政 チャイルド本社 1989
- 7) 児童福祉法規研究会監修 児童福祉六法 平成10年版 中央法規 1998
- 8) 岡田正章著 保育学講座 3 日本の保育制度
フレーベル館 1970
- 9) 全国保母養成協議会事務局編
会報 保母養成(平成10年8月・総会特集号)
社団法人全国保母養成協議会 1998
- 10) 田中未来編 保育双書 11 保育と専門性
社会福祉法人全国社会福祉協議会 1980
- 11) 保育士養成資料集第27号 保育士の役割の再認識 全国保母養成協議会 1999
- 12) 幼児保育研究会編 最新保育資料集
ミネルヴァ書房 1989
- 13) 児童福祉法研究会編 児童福祉法成立資料
集成 下巻 ドメス出版 1979
- 14) 岡田正章他編 戦後保育史 第二巻
フレーベル館 1980